

催事・キャンセル・中止・延期等にかかる規定

2021年4月1日施行

この規定はキャンセル・中止・延期等(以下キャンセルという)に伴う設営・撤去作業、レンタル品、購入品、製作物、消耗品、諸手配(人・物・車)等のキャンセル基準の料金を示すものである。

弊社業務は人的労務が主業務で、原則キャンセルに対しては下記基準に準じるものとする。

キャンセルに至る過程、状況を正確且つ的確に判断し、悪意あるものを除いては、誠意をもって対応することとする。

1 催事キャンセルの形態・適用

- ① 天候(台風・大雨・大雪・雷・強風・その他)によるキャンセル。
- ② 社会情勢(ストライキ・人災・準備不足・感染症・国葬・その他)によるキャンセル。
- ③ 天災・地震・火災・もしくは予定地の崩壊等、突発的に起こった災害等、開催が物理的に断念せざるおえない状況に至ったキャンセル。
- ④ 国・都道府県・行政機関による要請、命令による自粛に伴うキャンセル。
- ⑤ ①・②・③・④に当てはまらない特別な事情によるキャンセル。

2 キャンセル適用期日並びにキャンセル代利率

※ いずれの場合も実行日(設営日・納品日・貸付開始日・発送日を差す)の2日前(以後基準日という)よりとする。

※ 元となる金額は最終見積もり額、もしくは請求金額とする。

- ★基準日の2日前より実行日までの間の場合 100%(全額)
- ★基準日より3日前より10日前までの間の場合 70%
- ★基準日より11日前から20日前までの間の場合 50%
- ★基準日より21日以前の場合 0%(無し)

※ 上記1の①・③に関しては物理的状況による場合を考慮し関係者間の協議の上、適用率を調整することが出来る。(但し下記3・4は別途とする)

3 キャンセル決定前での購入・仕入・製作・制作中にあるもの

※ 製作・制作段階における状況に応じて必要経費を計上する。

※ 準備段階に於ける運搬・人件費を計上する。

4 弊社から協力会社への依頼・手配に関するキャンセル

各社各様の規定・基準に準じ請求する。

5 催事期日延期(順延)に伴う事項

① 延期期日が確定もしくは1ヶ月以内に開催予定の場合は保留あるいは無しとする。

② 延期期日の予定が無い場合は規定どおりのキャンセル料とする。

③ 延期期日が再度キャンセルとなる場合は日数に関係なく100%とする。

6 催事内容変更に伴い、実質的なキャンセル項目(縮小、レイアウト変更、用品変更、その他)が発生した場合は以前の購入・仕入・製作・制作過程にあった物は100%とする。

7 長期(2ヶ月以上～6ヶ月以内)の延期の場合は50%を前受金として収受し、開催終了後の精算金に充当する。 (もし開催が行われない場合はそのままキャンセル代として精算とする)